

別紙 1

【別紙1】「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

○「8の事前に備えるべき目標と事前の備えが効果を発揮する期間」について

※：効果を発揮する期間（想定）及び南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間は、大阪府強靱化地域計画（令和2年3月）に準じている。

事前に備えるべき目標	効果を発揮する期間	(想定) 南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間					
		発災時	発災直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ以降
1. 直接死を最大限防ぐ	主に、災害の発生の瞬間から公的な救助が到達するまでの間	●	●				
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	主に、災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅（みなしを含む）が整うまでの間		●	●			
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	主に、災害の発生直後から、行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間 台風のように、事前に大規模災害発生懸念があるときから発災までの間の対応を含む		●	●			
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	主に、災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		●	●			
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	主に、発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		●	●	●	●	
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			●	●	●	

事前に備えるべき 目標	効果を発揮する期間	(想定) 南海トラフ巨大地震被害に おける効果を発揮する主な期間					
		発 災 時	発 災 直 後	1 週 間	1 ヶ 月	6 ヶ 月	そ れ 以 降
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	主に、最初の物的被害（施設等の被災）が発生した直後から、新たな災害となる物質や施設等が除却されるか、当該物的被害の復旧（代替措置含む）が終わるまでの間		●	●	●	●	
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	主に、仮設住宅の一部入居開始の受付が始まる時期以降				●	●	●

○「現在の水準を示す指標」について

- ・ 脆弱性評価の結果に対して、対象となる事業の進捗状況などを記載
- ・ 【（年次）】 → 記載年次の年度末時点の指標（記載年次以前の実績を含む）
- ・ 【（年次）実績】 → 記載年次の年度内に実施した実績

1. 直接死を最大限防ぐ

注) < >は関係する施策分野

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○民間住宅・建築物等の耐震化対策の促進 <住宅・都市>

- ・市は、「四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震対策の促進や地震によるブロック塀等の倒壊事故の防止を図る必要がある。
- ・住宅内で被害を受けないよう、家具の固定などの防災対策の普及啓発や、災害に強い良質なマンション整備などを普及させる必要がある。

○市有建築物等の耐震化対策の推進 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・個別施設計画に基づき、旧耐震基準で建設した市有建築物のうち、耐震性が確認されていない施設及び確保されていない施設は、安全性の確保を図っていく必要がある。
- ・市有建築物のうち、一部の特定既存耐震不適格建築物については「四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震改修を行ってきているが、比較的小規模な市有建築物の耐震診断や、ブロック塀等の安全対策、災害時に避難所となる体育館等の天井部材・高所照明等の落下防止、爆裂のおそれのある外壁・内壁等の二次構造部材（建築非構造部材）、E V（エレベーター）などの耐震対策を進める必要がある。
- ・肢体不自由等の障がいを持つ市民が、避難場所で安心安全に移動ができるよう、耐震性を備えたバリアフリー化の対策工事を進める必要がある。

○橋梁及び横断歩道橋の長寿命化対策の推進 <住宅・都市>

- ・市域内には、橋梁や横断歩道橋を整備してきており、災害時にも適切に機能するよう適宜点検を実施し、必要な対策を進める必要がある。

○空家対策の推進 <住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・災害時に危険となる空家等の発生を抑制するとともに、危険性の高い空家等の把握を進め適切な対策を講じる必要がある。

○液状化対策の推進

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・市域西部の低地等における液状化の発生も想定され、液状化の危険性や備えなどに関する情報を普及させる必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民が安全な避難を行うため、避難路等の点検、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を進める必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。

○予防対策の推進 <リスクコミュニケーション>

- ・市民が災害の危険性を事前に把握するため、防災マップの作成・改訂を進める必要が

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

ある。

- ・大規模盛土造成地については、大阪府が公表している大規模盛土造成地マップを踏まえ、大阪府と連携した取組みが必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【関係各部】

- ・市内の住宅の耐震化率 79.5% 【H27】
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化率（市有 97.8%、民間 92.6%） 【H27】

【都市整備部】

- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋 【R2 実施予定】
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）
- ・指定避難所の箇所数 14箇所 【R2】
- ・通学路交通安全プログラムの改定 【R1】

【市民生活部】

- ・周辺に著しく悪影響を及ぼす空家の割合 2.3% 【H28】

【健康福祉部】

- ・保健・福祉施設等の耐震化未実施 3施設 【R1】

【健康福祉部】

- ・避難行動要支援者名簿の登録率 62% 【R1】
- ・避難行動要支援者支援プラン（全体計画）策定 【H27】

【教育部】

- ・市立小中学校の耐震化率 100% 【H22】
- ・文化施設、スポーツ施設の耐震化対策 未実施2施設 【R1】
- ・歩道橋の定期点検の実施（2橋）
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新（屋内運動場（9棟）等が未整備） 【R2】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

○密集した市街地等の整備<住宅・都市>

- ・市域には、大阪府が指定した「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」があり、建築物の不燃化・耐震化の促進や都市基盤施設の整備を総合的に行う必要がある。

○市街地の面的整備 <住宅・都市>

- ・避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備や倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新等により、大阪府と連携して、都市の防災機能の強化を図る必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

○市街地の不燃化対策の推進 <住宅・都市>

- ・都市の不燃化を促進することや危険空家の除去等を促進する必要がある。

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。

○火災予防対策の推進

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの防災対策の普及啓発を行う必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を進める必要がある。(再掲)
- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。(再掲)

■現在の水準を示す指標 (【 】内のHは平成、Rは令和を示す)

【都市整備部】

- ・防火・準防火地域の指定面積 約 419ha 【H27】
- ・住宅総数に占める空家の割合 14.3% 【H30】
- ・通学路交通安全プログラムの改定 【R1】 (再掲)
- ・消防団員数 185人 【R1】
- ・消火栓 649基 【R2】
- ・指定避難所の箇所数 14箇所 【R2】 (再掲)

【教育部】

- ・歩道橋の定期点検の実施 (2橋) (再掲)
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新 (屋内運動場 (9棟) 等が未整備) 【R2】 (再掲)

【健康福祉部】

- ・避難行動要支援者名簿の登録率 62% 【R1】 (再掲)
- ・避難行動要支援者支援プラン (全体計画) 策定 【H27】 (再掲)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○水害防止対策の推進 <国土保全・土地利用>

- ・ため池の耐震対策は、大阪府策定の「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、下流への影響が大きいため池については耐震診断を実施し、必要な箇所にはその対策工事を実施した。
- ・突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。
- ・市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や雨水貯留施設の整備、下水道施設の整備、都市基盤施設の老朽化対策などを実施する必要がある。
- ・ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・市管理準用河川は、水害の可能性についての検討が必要である。

○道路啓開体制の充実 <交通・物流>

- ・豪雨時の冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。

○水防体制の充実 <国土保全・土地利用><官民連携>

- ・洪水等の風水害を対象としたタイムラインの活用が必要である。

○浸水想定区域における避難の確保 <リスクコミュニケーション>

- ・市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するために作成した、浸水想定区域などを示した防災マップについては、大阪府の指定に改訂等があった場合には、速やかに改訂を図る必要がある。

○情報提供体制の整備 <情報通信>

- ・おおさか防災ネットやSNSの活用など、市民や外国人観光客等への適切な避難情報の提供を進める必要がある。
- ・気象庁による風水害に関する避難勧告等の改定への対応等、住民への情報伝達が円滑かつ速やかにできるよう、防災行政無線の整備充実や避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める必要がある。

○防災行動力の向上 <保健・医療・福祉><リスクコミュニケーション>

- ・要配慮者利用施設等において、避難行動を含むBCP（事業継続計画）や災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を進める必要がある。（再掲）
- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。（再掲）

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。（再掲）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・市管理河川・水路の浚渫 不定期実施
- ・水路台帳の整備【R2】
- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】
- ・ため池ハザードマップの作成【H27～29年度】 全戸配布済【H30年度】
- ・指定避難所の箇所数 14箇所【R2】（再掲）
- ・通学路交通安全プログラムの改定【R1】（再掲）

【健康福祉部】

- ・避難行動要支援者名簿の登録率 62%【R1】（再掲）
- ・避難行動要支援者支援プラン（全体計画）策定【H27】（再掲）

【教育部】

- ・歩道橋の定期点検の実施（2橋）（再掲）
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新（屋内運動場（9棟）等が未整備）【R2】（再掲）

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○地盤災害予防対策の推進 <国土保全・土地利用>

- ・大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備や避難体制の確保などが必要である。

○土砂災害警戒区域等における防災対策 <国土保全・土地利用><官民連携>

- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する必要がある。
- ・住民が土砂災害による危険性を事前に把握するため、土砂災害発生リスクを周知する土砂災害警戒区域などを示した防災マップの改訂を推進する必要がある。

○道路啓開体制の充実 <交通・物流>

- ・豪雨時の冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。（再掲）

○情報提供体制の整備 <情報通信>

- ・おおさか防災ネットやSNSの活用など、市民や外国人観光客等への適切な避難情報の提供を進める必要がある。（再掲）
- ・気象庁による風水害に関する避難勧告等の改定への対応等、住民への情報伝達が円滑かつ速やかにできるよう、防災行政無線の整備充実や避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める必要がある。（再掲）

○防災行動力の向上 <保健・医療・福祉><リスクコミュニケーション>

- ・要配慮者利用施設等において、避難行動を含むBCP（事業継続計画）や災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。（再掲）

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を進める必要がある。(再掲)
- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。(再掲)

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。(再掲)

■現在の水準を示す指標 (【 】内のHは平成、Rは令和を示す)

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率(二巡目) 5%【R1】(再掲)
- ・指定避難所の箇所数 14箇所【R2】(再掲)
- ・通学路交通安全プログラムの改定【R1】(再掲)

【教育部】

- ・歩道橋の定期点検の実施(2橋)(再掲)
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新(屋内運動場(9棟)等が未整備)【R2】(再掲)

【健康福祉部】

- ・避難行動要支援者名簿の登録率 62%【R1】(再掲)
- ・避難行動要支援者支援プラン(全体計画)策定【H27】(再掲)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

注) < >は関係する施策分野

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○分散備蓄・供給体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、大規模災害に備えて避難所で分散備蓄することについても検討する必要がある。

○医薬品等の確保体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・医薬品、医療用資器材について、病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

○非常用電源設備等の確保 <行政機能／消防／防災教育等><保健・医療・福祉>

- ・電力の供給停止に備え、庁舎や病院などに非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○市民における備蓄の促進 <リスクコミュニケーション>

- ・各家庭での食料の備蓄等についても、さらなる促進が必要である。

○物資等の確保体制の構築 <交通・物流>

- ・物資等の集配体制について、避難所等のニーズ把握、調達、配送などのシステムを構築する必要がある。

○輸送ルートの確保 <交通・物流>

- ・物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、緊急交通路等の橋梁の耐震化、沿道建築物の耐震対策などを推進する必要がある。
- ・迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

○ライフライン確保体制の整備

<行政機能／消防／防災教育等><エネルギー・環境><官民連携>

- ・災害時に長期にわたって電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、電気・ガス等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策等を促進する。
- ・ライフライン等の供給が停止した場合に早期に復旧できるよう、事業者との連携体制の充実が必要である。

○水道の災害対応力の強化 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・水道を早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制の構築が必要である。
- ・水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため、家庭用の井戸等の活用を促進する必要がある。

○事業者による自主防災体制の整備 <産業構造><官民連携>

- ・ライフライン事業者やエネルギー関連事業所等のBCP（事業継続計画）策定の促進が必要である。

○相談体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><保健・医療・福祉>

- ・被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPA T（災害派遣精神医療チーム）の受入れ体制の確保等が必要である。
- ・被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を充実する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【関係各部】

- ・民間等との協定締結数 46 協定【R2】

【総務部】

- ・庁舎の非常用電源設備の稼働時間（8h）【R1】

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124 橋の法定点検二巡目を実施中） 84 橋【R2 実施予定】（再掲）
（15m 以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○通信手段の整備 <情報通信>

・災害時における孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う必要がある。

○孤立化の防止 <行政機能／消防／防災教育等>

・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保対策や救出・救助活動を実施する必要がある。

○道路防災対策の推進 <国土保全・土地利用><交通・物流>

・豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。

○緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

・被災地のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。

○道路の安全確保 <交通・物流>

・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

○相談体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><保健・医療・福祉>

・被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入れ体制の確保等が必要である。（再掲）
・被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を充実する必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2 実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

2-3 救助・救急活動等の絶対的不足

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等>

・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。

○緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

・被災地のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。（再掲）

○地域防災拠点の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

・大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点を確保しておく必要がある。

2-3 救助・救急活動等の絶対的不足

・受援力向上、被害状況確認補助のため、ヘリポートサインの適正な配置を検討しておく必要がある。

○地域防災力の強化 <行政機能／消防／防災教育等><人材育成><官民連携>

・地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。

○道路の安全確保 <交通・物流>

・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。(再掲)

○市民等による応急処置の普及・啓発 <保健・医療・福祉><人材育成>

・大規模災害時には、一時に多数の傷病者が発生することが想定されるため、軽症者については、適切な応急処置等が講じられるよう、市職員及び市民への基礎的な知識の普及・啓発が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・消防団員数 185人【R1】(再掲)
- ・消火栓 649基【R2】(再掲)
- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率(二巡目) 5%【R1】(再掲)
- ・橋梁点検(124橋の法定点検二巡目を実施中) 84橋【R2 実施予定】(再掲)
(15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済)

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者(通勤・通学・観光客等)の発生、混乱

○企業等における防災計画等策定の促進 <産業構造>

・企業・事業所の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、大阪府の『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』(平成30年改正)等を踏まえた防災計画等の策定を促進する必要がある。

○事業者による自主防災体制の整備 <産業構造>

・中小企業のBCP(事業継続計画)への取組みを支援する必要がある。

○帰宅困難者対策の普及・啓発 <情報通信>

・一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

○道路・道路施設の整備 <交通・物流>

・徒歩帰宅を可能とするため、早期の道路啓開が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率(二巡目) 5%【R1】(再掲)
- ・橋梁点検(124橋の法定点検二巡目を実施中) 84橋【R2 実施予定】(再掲)
(15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○応急医療体制の整備・拡充 <保健・医療・福祉>

- ・医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策やBCP（事業継続計画）策定の促進などが必要である。
- ・医薬品や燃料等について、病院等での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

○受援体制の強化 <保健・医療・福祉>

- ・災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT隊の出動・受入れ体制の充実が必要である。
- ・適切な医療救護活動が実施されるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネイト機能の整備が必要である。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。（再掲）

○市民等による応急処置の普及・啓発 <保健・医療・福祉><人材育成>

- ・大規模災害時には、一時に多数の傷病者が発生することが想定されるため、軽症者については、適切な応急処置等が講じられるよう、市職員及び市民への基礎的な知識の普及・啓発が必要である。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2 実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○衛生管理の強化 <保健・医療・福祉>

- ・被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平常時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う必要がある。

○感染症対策の充実 <保健・医療・福祉>

- ・被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。

○下水道機能の確保 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の耐震化や四條畷市下水道事業業務継続計画（BCP）の策定等を進める必要がある。

○防疫・衛生用資材の確保 <保健・医療・福祉>

- ・避難所等において、仮設トイレの確保や手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○協力体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【健康福祉部】

- ・食品衛生講習会等の開催回数（参考：大阪府内保健所の平均 25回【H30実績】）

【都市整備部】

- ・四條畷市下水道事業業務継続計画（BCP）（簡易版）（R2.4改定）

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

○避難体制の確立

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><保健・医療・福祉>

- ・被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。
- ・円滑な避難誘導や避難所のQOL（Quality of Life：生活の質）確保等に向け、「避難所運営マニュアル」の策定・充実等を行う必要がある。
- ・避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携して避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る必要がある。
- ・要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定とともに、福祉避難所の運営支援などを行う必要がある。
- ・福祉避難所施設との定期的な情報共有、防災訓練時の参加等が必要である。

○受援体制の強化 <保健・医療・福祉>

- ・社会福祉施設等に対して、避難所等で福祉的支援を行うDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣協力や、緊急一時的な受入れ体制の整備について働きかける必要がある。

○相談体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><保健・医療・福祉>

- ・避難所や在宅避難時におけるいじめやセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）などによる被害拡大を防止するため、相談体制の確保等が必要である。
- ・被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やD P A T（災害派遣精神医療チーム）の受入れ体制の確保等が必要である。（再掲）
- ・被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を充実する必要がある。（再掲）
- ・外国語を母語とする在住外国人からの相談に速やかに対応するため、大阪府等と連携

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

し、多言語での相談体制を確立する必要がある。

○家庭動物保護体制の整備 <エネルギー・環境>

- ・災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るため、大阪府動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動のためのマニュアルに基づく体制を整備しておく必要がある。
- ・被災動物の避難所設置など、動物救護施設の確保を行う必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・指定避難所の箇所数 14箇所【R2】（再掲）

【教育部】

- ・歩道橋の定期点検の実施（2橋）（再掲）
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新（屋内運動場（9棟）等が未整備）【R2】（再掲）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

注）< >は関係する施策分野

3-1 被災による治安の悪化、社会の混乱

○災害時における地域防犯体制の充実 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・本市及び四條畷市防犯委員会、青色防犯パトロール隊をはじめ四條畷警察署等と連携を図り、合同パトロールや街頭での啓発活動、危険箇所の把握などを実施し、犯罪や放火等が発生しづらい環境づくりに取り組んでいるが、災害時における防犯体制の強化を図る必要がある。

3-2 市庁機能の機能不全

○防災拠点の整備・充実 <行政機能／消防／防災教育等><金融>

- ・市庁機能を維持するため、市庁や出先機関等の耐震化対策・浸水対策や非常用電源の確保対策を進める。
- ・四條畷市業務継続計画（BCP）などの改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。
- ・防災拠点となる諸施設において障がいを持つ市民が、避難場所で安心安全に移動ができるよう、耐震性を備えたバリアフリー化の対策工事を進める必要がある。

○情報収集伝達体制の確立 <情報通信>

- ・市防災行政無線を活用し、関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保するとともに、おおさか防災ネット、SNS等を活用するなど情報収集手段の多重化に取り組むことで、防災情報の収集・伝達手段の充実を図る必要がある。

3-2 市庁機能の機能不全

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のためのドローンの活用について検討を行う必要がある。

○市職員の災害対応力の向上 <行政機能/消防/防災教育等><人材育成>

- ・災害対応職員が迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。

○広域応援体制の充実 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・広域的な相互応援体制の連携強化を図る必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【総務部】

- ・市庁舎本館（鉄筋コンクリート造・S39）は耐震化済【H27】（Sは昭和を示す）
- ・庁舎の非常用電源設備の整備率（72h） 100%【R1】

3-3 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

○防災拠点の整備・充実 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・行政機能の不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、市庁舎や消防庁舎等の耐震化対策を推進する。

○災害対応体制の強化 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・大阪府の事例紹介や研修会等を通じて、災害対応体制（避難所運営やり災証明発行事務など）の強化を図る必要がある。

○相互応援体制の強化 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・大阪府内市町村による相互応援体制の強化を図る必要がある。

○市内公共施設の長寿命化等 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・建築後40年から50年余りが経過し、今後、多くの公共施設が大規模な修繕や建替えの更新時期などを迎えていくことから、公共施設の質と量、コストの最適化に組みながら、老朽化対策を進めていく必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【総務部】

- ・市庁舎本館（鉄筋コンクリート造・S39）は耐震化済【H27】（再掲）（Sは昭和を示す）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

注) < >は関係する施策分野

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○ライフライン確保体制の整備 <情報通信><官民連携>

- ・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のためのドローンの活用について検討を行う必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・市民への確実な情報発信のため、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。
- ・子どもから大人まで、あらゆる人に情報が伝わるよう、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。また、情報発信体制においては、ふりがな表記ややさしい日本語への置き換え、ピクトグラムの積極的な活用が必要である。

○災害情報共有化の推進 <情報通信>

- ・避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等で情報を受け取れない人がいることから、それ以外の手段で情報を入手し、情報共有する仕組みの構築が必要である。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・市民への確実な情報発信のため、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。(再掲)
- ・子どもから大人まで、あらゆる人に情報が伝わるよう、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。また、情報発信体制においては、ふりがな表記ややさしい日本語への置き換え、ピクトグラムの積極的な活用が必要である。(再掲)

○災害広報体制の整備 <情報通信><リスクコミュニケーション>

- ・防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、Lアラートを活用する等、メディアとの連携体制の充実を図る。
- ・市民の避難行動を補完するため、防災マップ等の公表とともに、周知徹底を図る必要がある。

○学校における防災教育の徹底等 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・市立小中学校では、避難訓練の実施及び防災教育の充実に努めており、今後も徹底した防災教育を継続していく必要がある。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

注) < >は関係する施策分野

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○企業活動の継続に資するライフライン等の確保 <産業構造><交通・物流>

- ・サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐ必要がある。

○事業者による自主防災体制の整備 <産業構造>

- ・中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体等と連携して、中小企業の主体的なBCP（事業継続計画）／BCM（事業継続マネジメント）への取組みを支援する必要がある。
- ・電気・ガス等のライフラインの確保・早期復旧のため、ライフライン事業者のBCP（事業継続計画）策定の促進や、物流機能を確保するため、物流関係事業者のBCP（事業継続計画）策定を促進する必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2 実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○ライフライン確保体制の整備 <エネルギー・環境><官民連携>

- ・エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、エネルギー（燃料）やライフラインの確保等を進める必要がある。
- ・ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。

○協力応援体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなど、燃料供給継続に向けた取組みを進める必要がある。

○エネルギー供給源の多様化 <エネルギー・環境><官民連携>

- ・災害時における電力や都市ガスの長期途絶に備えて、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。

○事業者による自主防災体制の整備 <産業構造>

- ・エネルギー供給事業者、ライフライン事業者が事業を継続できるようBCP（事業継続計画）の策定を促進する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【市民生活部】

- ・災害時の燃料供給に関する協定 1団体（LPガス協会）【R1】

5-3 重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等

○事業者による自主防災体制の整備 <行政機能/消防/防災教育等><産業構造>

- ・危険物施設等の火災、爆発等に対して、適切な消防対応ができる体制の構築が必要である。
- ・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所のBCP（事業継続計画）の策定等を進める必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○輸送ルートの確保 <交通・物流>

- ・市域の物流・人流ルートを確保するため、幹線道路ネットワークの充実整備を進める必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

5-5 食料等の安定供給の停滞

○応援協定締結の推進 <行政機能/消防/防災教育等>

- ・食料品の安定供給の停滞（集荷・分散機能の停止）を回避するため、関係事業者との災害時相互応援協定締結を推進するなど、災害時の体制を構築しておく必要がある。

○農地等の防災対策 <農林業>

- ・被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築等が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・市管理河川・水路の浚渫 不定期実施（再掲）
- ・水路台帳の整備【R2】（再掲）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

注) < >は関係する施策分野

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○事業者による自主防災体制の整備 <エネルギー・環境>

- ・電気やガス等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、関連事業所のBCP（事業継続計画）や防災対策計画の策定を促進する必要がある。
- ・燃料等の流通備蓄や広域的な相互応援体制の構築などが必要である。

○エネルギー供給源の多様化 <エネルギー・環境><官民連携>

- ・災害時における電力や都市ガスの長期途絶に備えて、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。（再掲）

6-2 水道等の長期間にわたる供給停止

○水道の災害対応力の強化 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、水道施設（管路・浄水施設・配水池等）の老朽化・耐震化対策を促進する必要がある。
- ・災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや、水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道機能の確保 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、処理施設、管渠等の老朽化・耐震化対策、早期復旧のための四條畷市下水道事業業務継続計画（BCP）の策定などを進める必要がある。

○協力体制の整備 <エネルギー・環境><官民連携>

- ・被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・四條畷市下水道事業業務継続計画（BCP）（簡易版）（R2.4改定）（再掲）

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

○交通確保体制の整備 <交通・物流>

- ・交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備等の防災対策を進める必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。（再掲）

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2 実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○都市基盤施設の防災機能の強化 <国土保全・土地利用>

- ・ため池の耐震対策は、大阪府策定の「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、下流への影響が大きいため池については耐震診断を実施し、必要な箇所にはその対策工事を実施した。（再掲）
- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策を推進する必要がある。

○広域避難計画等の検討 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

注) < >は関係する施策分野

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

○密集した市街地等の整備 <住宅・都市>

- ・市域には、大阪府が指定した「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」があり、建築物の不燃化・耐震化の促進や都市基盤施設の整備を総合的に行う必要がある。（再掲）

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。（再掲）

○火災予防対策の推進

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの防災対策の普及啓発を行う必要がある。（再掲）

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。（再掲）
- ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・防火・準防火地域の指定面積 約419ha【H27】（再掲）
- ・住宅総数に占める空家の割合 14.3%【H30】（再掲）
- ・通学路交通安全プログラムの改定【R1】（再掲）
- ・消防団員数 185人【R1】（再掲）
- ・消火栓 649基【R2】（再掲）
- ・指定避難所の箇所数 14箇所【R2】（再掲）

【教育部】

- ・歩道橋の定期点検の実施（2橋）（再掲）
- ・市立小中学校の屋内運動場及び校舎棟の空調設備の整備及び更新（屋内運動場（9棟）等が未整備）【R2】（再掲）

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確保する。
- ・災害時の道路通行を円滑にするため、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理等を実施する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・橋梁以外の道路施設の定期点検 道路施設点検率（二巡目） 5%【R1】（再掲）
- ・橋梁点検（124橋の法定点検二巡目を実施中） 84橋【R2実施予定】（再掲）
（15m以上の橋梁は一巡目点検により対策済）

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

○地盤災害予防対策の推進 <国土保全・土地利用>

- ・ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、ため池の防災・減災対策、土砂災害対策や山地災害対策等を促進する必要がある。
- ・豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去する必要がある。

○情報提供体制の整備 <情報通信>

- ・的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

○管理化学物質等の災害予防対策

<行政機能／消防／防災教育等><エネルギー・環境>

- ・有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者等の保安対策、管理化学物質の管理事業者における適正管理、有害物質（石綿・P C B）の拡散防止対策、毒物劇物営業者における防災対策などが必要である。

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

○防災機能等の強化 <農林業>

- ・農地・森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。

○森林整備・保全活動等の推進 <農林業>

- ・農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備、ボランティア等による森林整備・保全活動等の推進が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・市管理河川・水路の浚渫 不定期実施(再掲)
- ・水路台帳の整備【R2】(再掲)

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

注) < >は関係する施策分野

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制の確立 <エネルギー・環境>

- ・大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、関係機関と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。

○災害ボランティア対策 <行政機能／消防／防災教育等><人材育成>

- ・災害ボランティアは、地震や水害など災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧・復興の手伝い、家屋の片づけや炊き出し等被災者への寄り添いなど、被災者ニーズへの対応を中心とした活動を行う。この活動を円滑に行うためには、災害ボランティアセンターの設置が必要であり、市と社会福祉協議会との間で、費用負担を含めた災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定の締結が必要である。
- ・人材育成として、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアセンター運営支援者などの養成が必要である。

■現在の水準を示す指標

【社会福祉協議会】

- ・災害ボランティアコーディネーター養成研修の受講者数 1人【平成30年度実績】
- ・災害ボランティアセンター運営支援者養成研修受講者数 1人【平成26年度実績】

8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○災害復興体制の確立 <人材育成>

- ・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）などの施策を進める必要がある。

○り災証明発行体制の強化 <人材育成>

- ・早期の被災者支援のため、り災証明発行及び住家被害認定を迅速に行うための研修等を実施する必要がある。

○応急危険度判定体制の整備 <人材育成>

- ・二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定士の養成、登録を大阪府等と連携し進める必要がある。

○介護、保育従事者の確保 <人材育成>

- ・介護者や保育者が不足し、復旧支援に携わることができない人をできるだけ減らす必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○水害予防対策の推進 <国土保全・土地利用>

- ・ため池の耐震対策は、大阪府策定の「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、下流への影響が大きいため池については耐震診断を実施し、必要な箇所にはその対策工事を実施した。（再掲）
- ・広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。

○下水道機能の確保 <国土保全・土地利用>

- ・関係機関と連携し、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める必要がある。

○広域避難計画の検討 <リスクコミュニケーション>

- ・被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財保護対策の推進 <住宅・都市>

- ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。（再掲）

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○地域コミュニティの維持・強化 <リスクコミュニケーション>

- ・自治会や自主防災組織などの地域コミュニティが機能なくなると被害や犯罪が拡大し復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

○被災者支援対策の推進 <金融><リスクコミュニケーション><官民連携>

- ・地域コミュニティの維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）などが必要である。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○応急仮設住宅の建設候補地の選定と適正管理等 <国土保全・土地利用>

- ・事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必要である。

※大阪府の実施した被害想定から、全壊に焼失を加えた世帯数に災害救助法の設置戸数（3割）を勘案し、1戸あたり50㎡（災害救助法の住宅基準の約2倍）で算出された応急仮設住宅建設予定地の必要面積は6.3haである。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

【都市整備部】

- ・地籍調査実施面積 7.42 km² 【R2】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

○風評被害防止対策の推進 <情報通信>

- ・風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、風評被害防止のための正しい情報発信、中小企業の事業再開のための措置、被災者の雇用機会確保などの施策が必要である。

○復興支援対策の推進 <金融><行政機能/消防/防災教育等>

- ・地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援が必要である。